

御前崎市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、急激な物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、介護サービス事業所又は施設を運営する法人等に対し、予算の範囲内において介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所・施設（以下「事業所等」という。） 別表に掲げる事業所等であり、市内に所在するものをいう。
- (2) 利用定員 令和8年1月1日現在において管轄する自治体に届け出ている利用定員数をいう。

(交付対象及び交付額)

第3条 交付対象の事業所等及び交付金額は別表のとおりとする。ただし、支援金受給後、事業を継続する意思があること。

(交付の申請)

第4条 支援金を申請する者（以下「申請者」という。）は、御前崎市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、事業所等を運営する法人等は、原則として、市内で運営する全ての事業所等の申請額を取りまとめて一括して市長に交付申請するものとし、交付の申請は対象となる事業所等1か所につき1回限りとする。

2 提出期限は、別に定める日までとする。

(申請の取下げ)

第5条 申請者は、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び確定)

第6条 市長は、申請書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定及び交付確定（以下「交付決定」という。）を行い、その内容を支援金交付決定兼交付確定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。この場合において、申請内容が不相当と認められたときは、その内容を支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請が行われなかった場合の取扱い）

第7条 第4条第2項に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したとみなす。

（交付の取消し及び返還）

第8条 市長は、申請者が支援金の申請時に誓約した内容に違反したと認められるとき、又は、申請書等の不備による振込不能等があり、市長が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（支援金の交付）

第9条 市長は、支援金の交付に当たっては、第6条で決定した支援金の額を申請者が指定する金融機関口座へ入金するものとする。

（帳簿及び証拠書類の保存）

第10条 申請者は、第4条に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、提示できるよう保存しておかなければならない。

（検査及び報告）

第11条 市長は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付決定を受けた者に係る第8条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第2条、第3条関係)

区分	対象事業所等	交付額
訪問及び 相談系サ ービス事 業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防訪問サービス事業所、自立支援訪問サービス事業所	1 事業所につき30,000円
通所系サ ービス事 業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、自立支援通所	利用定員1人につき4,000円 注：通所系サービス事業所における利用定員とは、当該事業所において同時にサービスを受けることができる上限としての定員

	サービス事業所	であり、当該事業所における単位の定員の合計ではない。
短期入所生活介護事業所（単独型）及び多機能系事業所	短期入所生活介護事業所（単独型）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	(1) 通いサービス 利用定員 1 人につき 4,000 円 (2) 宿泊サービス 利用定員 1 人につき 8,000 円
介護保険施設及び短期入所生活介護（併設型）等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護事業所（静岡県が所管する軽費老人ホームを除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（静岡県が所管する軽費老人ホームを除く。）、認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（静岡県が所管するものに限る。）、短期入所生活介護事業所（併設型。ただし、右の交付額の注 1 及び注 2 の範囲内に限る。）	利用定員（下記注 1、注 2 の場合は合算後の人数） 1 人につき 8,000 円 注 1：（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所を除く施設及び事業所については、令和 8 年 1 月 1 日時点の当該施設又は事業所の利用定員と当該施設又は事業所に併設する短期入所生活介護事業所（併設型）の利用定員を合算する。 注 2：（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所（静岡県が所管する軽費老人ホームを除く。）については、令和 8 年 1 月における要介護又は要支援認定を受けている利用者数の 1 日当たりの平均実利用者数（＝ 1 月の各日 0 時時点の要介護又は要支援認定を受けている利用者数 ÷ 31 日）と当該事業所に併設する短期入所生活介護事業所（併設型）の令和 8 年 1 月 1 日時点の利用定員を合算する。

※1 対象事業所等については、令和8年1月1日時点で指定等を受けているものであり、申請時において休止又は廃止しているものは含まない。

※2 国又は地方公共団体（一部事務組合を含む。）が管理又は運営している事業所（指定管理を含む。ただし、国又は地方公共団体から運営管理業務委託料の支払を受けていない場合は除く。）は、本事業の対象としない。